

令和2年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年9月16日（水） 午後1時33分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）
議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 | 小杉武仁君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
なし
- 7 傍聴議員
菅井晋一君 高田晃君 渡辺昌君
木村貞雄君
- 8 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者
なし
- 10 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課健康支援室長 | 志田淳一君（課長補佐） |
| 同課健康支援室副参事 | 東海林清美君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君（課長補佐） |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君（課長補佐） |
| 同課福祉政策室副参事 | 佐藤一幸君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 鈴木祐輔君 |
| 同課総合相談係副参事 | 中山晴剛君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |
| 同課子育て政策係課長補佐 | 高橋朗君 |
| 同課子育て支援室長 | 平山祐子君（課長補佐） |

同課子育て支援室副参事
同課子育て支援室係長

小 林 毅 君
石 山 留 美 君

11 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一
書 記 菅 井 洋 子

(午後 1時33分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第8号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

介護高齢課長 それでは、10、11Pを御覧ください。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄の1であるが、低所得者保険料軽減負担金2万1,000円であるが、軽減対象者増加による国の負担分の追加となる。国の負担割合は2分の1である。

福祉 課長 続いて、2項2目民生費国庫補助金、説明欄の1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円は、令和2年10月からの生活保護費等の計算項目と令和3年度からの被保護者調査に項目が追加されることから、システム改修のための補助金だ。補助率は2分の1となっている。なお、歳出については総務課の既決予算で対応済みだ。

こども課長 それでは、次の項目になるが、2節児童福祉費補助金の説明欄1、保育対策総合支援事業費補助金678万7,000円であるが、これは保育園において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入いたした衛生用品関係経費に係る国庫補助金となる。補助率は、10分の10となっている。

第16款 県支出金

(説明)

介護高齢課長 16款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄の1、低所得者保険料軽減負担金1万1,000円であるが、軽減対象者の増加による県の負担分の増加となる。県の負担割合は4分の1である。2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄の1、介護基盤整備事業費補助金657万円であるが、これは介護医療院へ転換を行う介護療養型医療施設1事業所、山北徳洲会病院であるが、その30床分の施設開設準備経費等支援事業分としての追加となる。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 12、13Pになるが、繰入金、1項1目特別会計繰入金、1節特別会計繰入金、説明欄の1、介護保険特別会計繰入金1,788万円であるが、令和元年度決算による精算繰入金である。

第21款 諸収入

(説明)

介護高齢課長 21款諸収入、6項5目過年度収入で説明欄の1、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金3万4,000円と2の過年度低所得者保険料軽減県負担金1万7,000円であるが、どちらも令和元年度実績精算による追加交付である。

こども課長 それでは、次の3、過年度児童手当国庫負担金20万2,000円と説明欄の4、過年度児童手当県負担金4万8,000円については、こちらも精算によるものである。

保健医療課長 3節衛生雑入、説明欄1、過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金9万6,000円であるが、これは対象経費に消費税が含まれて交付されていることから、平成28年、平成29年、平成30年度分の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税の確定に伴う返還金として村上総合病院から返還されるものである。その後は、本来県通知によって国返還分を含めて県に返還する流れになっているが、平成28年、平成29年度分については令和元年度予算の補正で計上したが、県から年度内処理が難しいということから、令和2年度に改めて返還分として計上したものである。よろしく願います。

歳入

第15款 国庫支出金、第16款 県支出金、第17款 繰入金、第21款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉課長 16、17Pを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄の1、障害福祉費一般経費26万円だが、その中の印刷製本費では、新型コロナウイルス感染症の影響により障がい者支援施設で作成した物品や野菜等の販売の機会がなくなったため、PRパンフレットを作成、市内全戸に配布し、売上げの回復と障がい者支援施設へ

の理解を目指すものだ。また、返還金2万2,000円については、令和元年度軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の確定のための返還金だ。続いて、説明欄の2、重度心身障害者医療費助成経費の返還金30万4,000円は、令和元年度の事業の確定による返還金である。

介護高齢課長 次に、2目の社会福祉施設費、説明欄の1、ゆり花会館運営経費、指定管理料139万1,000円であるが、新型コロナウイルス感染症対策により施設休業した4月1日から5月31日までの収入補填分の追加をお願いするものである。次に、3目老人福祉費、説明欄の1、生きがい活動支援経費1,450万円であるが、これは村上市コミュニティデイホームの改修工事関係の追加をお願いするものである。内容としては、実施設計等委託料として50万円、工事請負費として1,400万円となる。工事の内容としては、外壁、ひさしの張替と塗装、階段改修、2階の網戸を木製のサッシに取り替え、内部改修を地元産の材料を使用するということである。また、エアコンの取付けで、空調整備のためつけるものである。次に、2、介護支援経費、返還金5,000円は、社会福祉法人等の生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の令和元年度の実績確定による返還金である。

保健医療課長 説明3、老人医療費助成経費の4万3,000円は、同事業の令和元年度実績による返還金である。

介護高齢課長 4の介護基盤整備事業経費657万円であるが、歳入でも説明した介護医療院へ転換整備を行う介護療養型医療施設の施設開設準備経費等支援事業分として追加となる。5の介護保険特別会計繰出金5万円であるが、事務費分と低所得者保険料軽減費分の調整により追加するものである。次に、4目老人福祉施設費の説明欄1の老人福祉センターあかまつ荘経費、指定管理料23万4,000円であるが、新型コロナウイルス感染症対策により施設休業した4月1日から5月31日までの収入補填分の追加をお願いするものである。次に、2の荒川いこいの家経費、指定管理料14万7,000円であるが、これについても新型コロナウイルス感染症対策により施設休業した4月1日から5月31日までの収入補填分の追加をお願いするものである。3の老人ホーム運営経費、工事請負費1,400万円であるが、これはやまゆり荘のナースコールが故障いたして、築35年も経過していると部品がなく修繕ができないため、機器の入替え工事をするため、追加をお願いするものである。以上だ。

こども課長 18、19Pになるが、2項児童福祉費の2目母子父子福祉費の説明欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費の返還金248万8,000円、それから次の説明欄2、児童扶養手当経費の返還金24万円及び説明欄3、母子家庭等対策総合支援事業経費の返還金175万6,000円については、いずれも歳入の精算によるものとなっている。次の3目児童措置費の説明欄の1、保育園運営経費1,596万7,000円の主なものとしたしては、消耗品費300万円であるが、保育園における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生用品を購入するものである。伐採業務委託料500万円だが、こちら保育園で支障となっている木の伐採に要する経費である。工事請負費の600万円だが、保育園に設置してある遊具の中で緊急性が高いものについて、撤去及び設置を行うための費用となっている。伐採業務委託料と工事請負費については、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の対象となっている。続いて、説明欄3の児童手当等支給経費の返還金178万8,000円については、こちらも歳入の精算によるものである。1つ飛ばした。すまない。その上の説明欄2、子育て支援センター事業経費194万8,000円については、こちら工事請負費になっているが、朝日子育て支援セン

ターにある使用不可の遊具を撤去するものと山北子育て支援センターの出入口を整備する経費となっている。いずれも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の対象となっている。4目の学童保育費である。説明欄1、学童保育経費188万1,000円については、こちら工事請負費188万1,000円になるが、これはさんぼく森のなかよし学童保育所に設置してある遊具の中で緊急性が高いものに対して撤去、設置を行うものと。こちらは、入り口の自動ドアが故障したためにその修繕工事を行うものになっている。いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっている。

福祉 課長 続いて、3項1目生活保護総務費、説明欄の1、生活保護総務費職員人件費46万円だが、生活保護世帯の増加や緊急時の対応により時間外勤務手当を増額するものだ。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 続いて、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄1の保健衛生総務経費の返還金6万1,000円の計上については、歳入でご説明いたした過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金の市から県への返還分である。続いて、2目予防費の説明欄1、生活習慣病予防対策経費であるが、消耗品費の50万円は、各種がん検診会場などにおける新型コロナウイルス感染症拡大対策に必要な非接触型体温計や手指消毒などの経費を計上いたした。返還金9万円は、令和元年度新潟県健康増進事業補助金の精算に伴うものである。次の説明2、歯科保健事業経費の消耗品30万円も同事業における感染症対策のための追加計上である。説明欄3、予防業務経費28万7,000円は、風疹追加的対策に係る令和元年度感染予防事業費等国庫補助金の精算に伴う返還金である。

こども課長 1枚めくっていただいて20、21Pになるが、一番上説明欄4、未熟児養育医療給付経費52万7,000円であるが、こちらも歳入の精算によるものである。

保健医療課長 説明5、母子保健経費102万4,000円についても、同事業における新型コロナウイルス感染症対策のための必要な経費としてそれぞれ追加計上をいたした。次の5目保健衛生施設費及び7目診療所費の工事請負費であるが、保健衛生施設経費39万円は、朝日保健センターの網戸設置11枚、その下の急患診療所経費15万円も網戸設置4か所、それぞれ感染症対策として施設の改修を予定しているものである。なお、当課の返還金以外の感染拡大防止に係る経常経費については、全て新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を10割財源にしている。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

こども課長 それでは、5Pを御覧ください。第2表、債務負担行為補正の追加2件である。1件目は、12月から開設予定のむらかみ病児保育センターに係る令和3年度から令和6年度までの指定管理料について、2件目は先ほど議第119号でご審議いただいた向ヶ丘保育園、みのり保育園の指定管理に係る令和2年度から令和7年度までの指定管理料についてである。限度額は、いずれも協定に基づく額である。よろしく願います。

歳出

第3款 民生費、第4款 衛生費、第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

鈴木 好彦 17P ちょっとお願いします。3目の説明欄4の施設開設準備経費とあるけれども、この開設される施設の固有名詞というのはあるのだろうか。

介護高齢課長 山北徳洲会である。この間のはハードの部分だけれども、今回は開設準備ということで、備品とか、そういうものの経費になる。

鈴木 好彦 18、19Pの3目の説明の1番だが、ここに返還金196万7,000円あるけれども、これ返還金って精算金だったというふうにちょっと私説明受けていたような気がする。ただ、原資がまた国庫なのだ。国庫に返すのに国庫の財源でやっているのだけれども、私は会計実務は分からないのだが、こういうことというのは往々にしてあることなのか。

こども課長 今回の補正額の財源内訳といたしては、国庫支出金1,973万5,000円で、一般財源は3万2,000円の減になっているが、これ3目事業費の予算全体の中でほかに一般財源があって、そちらのほうを使って返還金は返すことになるのだけれども、今回財源のことだけ言うと、コロナ関係の臨時交付金の財源が投入されたので、国庫支出金1,973万5,000円が入ってきたと。当初から今まで、補正全体を通してやっていくとつじつま合うのだが、補正だけで言うところということもあり得るかなということである。

鈴木 好彦 あり得るということなので、納得する。以上だ。

稲葉久美子 独り親ということについてちょっとお伺いしたいのだけれども、今回コロナの関係で独り親家庭に幾ら幾ら給付金というのが出たよね。そのときには、本当に親と子どもだけの世帯であれば独り親なのだけれども、例えばそれ以外の家族がいた場合とかいう場合については、その収入も合わせて、支給を受けることができないという状況というのはあるのか。

こども課長 今回独り親家庭に対してコロナウイルス感染症対策で給付金が出たけれども、基本的には児童扶養手当の対象者になっている。独り親の話だけれども、必ずしも親子だけの世帯ということだけでなく、そこに例えばその上のおじいさん、おばあさんがいても親御さんがお一人であれば独り親というふうなことでなっているので、あと収入とかの条件、そういった面が適合すれば児童扶養手当が支給される。児童扶養手当が支給されている人には、基本的に今回の臨時特別給付金も支給されることになるというような制度になっている。

稲葉久美子 児童扶養手当に関係するわけだね。

こども課長 はい、そうである。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第8

議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質

疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(説明)

- 介護高齢課長 それでは、17、18Pを御覧ください。歳入の主なものについて説明させていただく。12款分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金の備考欄1の老人ホーム入所者負担金1,469万9,790円であるが、市内の入所者に係る個人負担金である。やまゆり荘が年度当初30名、年度末31名、胎内やすらぎの家が年度当初6名で、年度末も6名ということである。あと2が老人ホーム入所者負担金、滞納繰越分8万7,700円であるが、これ2名分として平成31年3月分である。3の老人ホーム入所措置費負担金2,170万6,236円であるが、これは関川村からのやまゆり荘の入所者に係る10名分の措置費である。4から8は例年どおりなので、省略させていただく。
- 福祉課長 同じく備考欄の9と10だが、障害者給付費等審査会負担金、10の村上・岩船地域自立支援協議会共同設置負担金は、例年同様なので、省略させていただく。
- こども課長 それでは、次の2節児童福祉費負担金であるが、備考欄の1、保育園入園者負担金については、調定額1億4,689万5,040円、収入済額1億4,627万790円、収入未済額が62万4,250円、未納者11人、60件である。収納率は99.58%である。備考欄2の保育園入園者負担金、滞納繰越分については、調定額1,029万3,250円、収入済額231万6,800円、収入未済額761万7,450円、97人、675件分である。収納率は22.51%である。また、不納欠損額は35万9,000円、対象9人で27件分であった。備考欄の3、保育園広域入園負担金66万7,850円については、他市町村に住所のある児童が市内の保育園を利用した場合の負担金である。備考欄4の一時預かり利用料223万4,900円については、保護者の就労形態により家庭での育児が困難な場合や育児疲れなどの私的理由により一時的に児童を預かる事業である。延べ利用者数は1,471人だった。備考欄の5、学童保育利用料については調定額2,126万1,200円、収入済額2,116万7,400円、収入未済額9万3,800円、11人、22件分だ。収納率は99.56%だ。備考欄の6、学童保育利用料、滞納繰越分については、調定額46万6,800円、収入済額14万2,400円、収入未済額が23万1,900円、12人、89件であるが、収納率は30.51%。また、不納欠損額が9万2,500円、2人の27件分となっている。備考欄の7、病児保育施設経費負担金71万4,000円については、あらかじめ病児保育センター経費に係る負担金である。関川村から事務の委託を受けているため、事業運営に係る経費について関川村から負担してもらっている。備考欄8、ことばとこころの相談室経費負担金265万4,000円については、ことばとこころの相談室経費に係る負担金で、こちらは関川村及び粟島浦村から事務の委託を受けているため、両村から事業運営に係る経費について負担をいただいているものである。
- 保健医療課長 それでは、3目1節保健衛生費負担金だが、備考欄の2、3、4、5については例年どおりの負担金のため、省略させていただく。
- こども課長 次の備考欄6、未熟児養育医療一部負担金14万8,340円であるが、こちらも例年どおりのため、省略させていただく。

第13款 使用料及び手数料

(説明)

- 介護高齢課長 それでは、13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、備考欄の1、行政財産使用料31万5,187円だが、当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料である。
- こども課長 次の2節児童福祉使用料であるが、備考欄のうち主なものとしたしては備考欄の2、行政財産使用料34万1,703円については、保育園敷地などにある東北電力柱などの占用に伴う使用料である。備考欄の3、病児保育施設使用料39万8,000円であるが、あらかわ病児保育センターを利用した際の使用料である。村上市の利用者が延べ394人、関川村の利用者が42人、合計436人分の使用料である。
- 保健医療課長 続いて、3目衛生使用料、備考欄2、急患診療所使用料1,567万2,110円は、急患診療所利用時の保険者負担分及び一部負担金分だ。昨年度より300万円以上減少となっているが、1月以降の季節性インフルエンザの患者減少及び新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えている。備考欄3、急患診療所使用料(滞納繰越分)3,470円は、平成26年度分が納入されたものである。次の備考欄4は、省略させていただく。
- こども課長 それでは、23P、24Pになる。2項手数料、2目民生手数料の1節社会福祉手数料の備考欄1、民生関係諸証明手数料4,800円であるが、こちらも説明は省略させていただく。

第14款 国庫支出金

(説明)

- 保健医療課長 それでは、25、26Pになるが、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、備考欄1、保険基盤安定負担金5,055万3,691円は、低所得者数に応じて保険税の一定割合を保険者に対して財政支援するもので、国の負担割合2分の1分である。
- 介護高齢課長 続いて、2の低所得者保険料軽減負担金2,315万9,565円だが、平成30年度までは介護保険料の第1段階に該当する方に対し実施していたが、令和元年10月から消費税率10%への引上げに合わせ、第1段階から第3段階に該当する方まで範囲を拡大して軽減を実施した。国負担分は2分の1である。対象者が6,593人と大幅に増加している。
- 福祉課長 続いて、備考欄の3、特別障害者手当等給付費負担金3,034万2,585円は、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に対する国の負担金だ。特別障害者手当が平成30年度と比較し、死亡や長期入院などによって受給者数が減少したため、約100万円ほど減少している。負担割合は4分の3である。次、備考欄4、障害者自立支援給付費負担金5億4,480万5,753円は、障害福祉サービスに対する国の負担金だ。負担割合は2分の1となっている。備考欄5、障害者医療費負担金は例年同様なので、省略させていただく。備考欄6、障害児通所サービス費負担金8,600万5,536円は、放課後等デイサービス事業等に対する国の負担金だ。1事業所が開設したため増加している。負担割合は2分の1だ。備考欄の7、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は省略させていただく。
- こども課長 次の2節児童福祉費負担金である。説明欄の1、児童扶養手当負担金8,579万8,920円である。国の負担率は3分の1になっている。備考欄の2、児童手当負担金4億8,584万4,665円となっている。次の備考欄の3、子どものための教育・保育給付費負担金6,158万382円であるが、これは認定こども園及び市内の小規模保育事業所、

広域入所、広域に係る入園委託児童の保育費用に係る給付費の国庫負担金である。補助率は2分の1となっている。備考欄の4、子育てのための施設等利用給付費負担金12万7,000円だが、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化の事業に対する国庫負担金である。補助率は2分の1となっている。

福祉 課長

次に、3節生活保護費負担金、備考欄の1、生活保護費等負担金6億3,988万8,000円は、生活保護扶助費に対する国の負担金で、負担率は4分の3である。令和2年3月31日現在、保護世帯467世帯となっている。以上だ。

こども課長

次の2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金、備考欄の1、未熟児養育医療費負担金78万3,000円となっている。内容のほうは省略させていただく。

介護高齢課長

1節の社会福祉費補助金であるが、備考欄の1、介護保険事業費補助金114万7,000円だが、令和元年度の介護報酬改正やデータ標準レイアウト変更に伴うシステム改修に係る費用の補助金である。補助金については人口規模で決まっている。以上だ。

福祉 課長

備考欄の2、地域生活支援事業費等補助金2,215万7,000円は、障がい者の地域活動支援センター事業等に対する国の補助金だ。補助率は2分の1となっている。備考欄の3、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は省略させていただく。備考欄4、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金613万9,000円は、令和元年度から新規に実施した他機関の共同による包括的支援体制構築事業の補助金だ。福祉課に総合相談窓口を設置し、相談支援包括化推進員として社会福祉士を配置した。補助率は4分の3だ。備考欄5、プレミアム付商品券事務費補助金1,150万3,000円と次の6、プレミアム付商品券事業費補助金1,320万円であるが、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯を対象としたプレミアムつき商品券の事務費、事業費の補助金だ。なお、経費の一部を令和2年度に繰り越している。備考欄の7、障害者総合支援事業費補助金415万6,000円は、制度改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修事業に対する国の補助金288万2,000円と特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金127万4,000円である。補助率は国の10分の10となっている。

こども課長

次の2節児童福祉費補助金である。調定額が1億775万6,336円、収入済額が1億699万6,789円、収入未済額が75万9,547円である。この収入未済額については、歳出における事故繰越の繰越財源となっている。備考欄のうち主なものとしては、備考欄の1の母子家庭等自立支援給付金事業費補助金279万7,000円であるが、これは母子家庭の母、または父子家庭の父親が就職に有利な資格を取得するため、国の指定する講座等を受講することに伴い必要となる費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、それから安定した収入を期待できる資格取得のため、1年以上の養成機関へ入校した際の支援と入学金の一部を支給する高等職業訓練促進給付金等事業の補助金である。備考欄の4、児童扶養手当システム改修事業費補助金17万1,000円については、未婚の児童扶養手当受給者に対して1万7,500円を支給する令和元年度だけの事業に係るシステム改修の補助金で、補助率は10分の10である。備考欄の5、子ども・子育て支援交付金4,693万1,789円は、学童保育所、一時預かり保育、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する国の補助金で、補助率は3分の1である。備考欄の7、保育所等整備交付金5,326万6,000円であるが、医療法人新光会が整備した小規模保育事業所の認可保育園きららの建設費に対する国の補助金で、補助率は3分の2である。備考欄8、保育対策総合支援事業費補助金217万2,000円であるが、保育園での新型コロナウイルス感染症対策のため、

マスクや消毒用アルコールなどの衛生用品購入に要した費用に対する国の補助金で、補助率は10分の10である。

保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、備考欄2の感染症予防事業費等国庫補助金227万8,000円であるが、内訳としては風疹追加的対策第5期の実施に係る費用に対して交付された221万3,000円と新たなステージに入ったがん検診の総合的支援事業の6万5,000円で、いずれも補助基準額の2分の1交付分である。次の備考3、母子保健衛生費国庫補助金92万8,000円は、マイナンバー制度を活用した市町村間の乳幼児健診、母子保健情報の利活用に対応するためのシステム改修経費に対する分で、補助基準額の3分の2交付分である。なお、改修については2款の総務費の既決予算で対応をしていた。

福祉課長 ページ飛んで31、32Pを御覧ください。3項委託金、2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金である。特別児童扶養手当事務取扱交付金は例年同様なので、省略させていただきます。

第15款 県支出金

(説明)

保健医療課長 15款県支出金、1項1目民生費県負担金、備考欄1の保険基盤安定負担金1億6,155万2,475円は、国保保険者に対する財政支援の県負担分であって、負担割合は保険税軽減分として4分の3、保険者支援分として4分の1であって、国、市町村負担分と合わせ国保特会へ繰り出すものである。その下の備考欄2、後期高齢者医療基盤安定負担金1億3,931万1,718円は、後期高齢者医療に対する財政支援の県4分の3負担分であって、低所得者の保険料軽減分を支援するものである。国保と同じように市負担分と合わせ、後期特会へ繰り出すものである。

介護高齢課長 次の3の低所得者保険料軽減負担金1,157万9,782円であるが、先ほどご説明した保険料軽減における県負担分4分の1である。以上だ。

福祉課長 備考欄4、民生委員推薦会負担金は省略させていただきます。次の備考欄5、障害者自立支援給付費負担金、6の障害者医療費負担金、7の障害児通所サービス費負担金は、国庫負担金と同事業の県負担分なので、省略させていただきます。負担割合は、いずれも4分の1となっている。

こども課長 次の2節児童福祉費負担金である。調定額、収入済額とも1億3,313万8,223円である。備考欄のうち主なものとしたしては、1の児童手当負担金1億713万3,331円については補助率が6分の1となっている。備考欄の2、子どものための教育・保育給付費負担金2,594万1,392円は、これは補助率4分の1の補助金となっている。3は、省略させていただきます。

福祉課長 続いて、3節生活保護費等負担金、備考欄の1、生活保護費等負担金492万5,415円であるが、居住地が明らかでない要保護者や住所地特例で市外の施設に入所した方の経費を県が4分の1負担するものだ。以上だ。

こども課長 次の未熟児養育医療費負担金39万1,500円であるが、例年どおりなので、省略させていただきます。

保健医療課長 33、34Pを御覧願う。2項2目民生費県補助金、備考欄1の老人医療費助成事業補助金であるが、これは例年どおりのため省略させていただきます。

介護高齢課長 2から5は例年どおりなので、省略させていただきます。6の介護基盤整備事業費補助金1億6,117万9,000円であるが、県の補助金を財源に事業所の建設や介護療養型医

療施設から介護医療院の転換整備に係る経費に対して、地域密着型施設整備事業補助金として6,720万円、介護療養型医療施設等転換整備支援事業補助金として6,682万5,000円及び施設開設準備経費等支援事業補助金として2,715万4,000円が県から支給されている補助金となっている。次に、7の市民後見推進事業補助金15万4,000円であるが、市民後見人の活動を安定的に実施するため、体制構築のための補助金である。市民後見人の活動を安定的に実施するために体制構築に係る事業を行った。以上だ。

福祉 課長 次の備考欄8、重度心身障害者医療費助成事業補助金は、例年同様なので、省略させていただく。備考欄9、地域生活支援事業費等補助金は、国負担金と同事業の県負担金である。補助率は4分の1だ。次の10、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は例年同様なので、省略させていただく。

こども課長 次の2節児童福祉費補助金である。調定額、収入済額とも7,191万216円である。備考欄のうち主なものとしたしては、1の特別保育事業補助金175万9,000円は、村上いずみ園、杏園事業所内保育所、マイマイ保育園で行った3歳未満児保育事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっている。2は省略いたす。備考欄の3、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,860万8,000円については、補助率が2分の1となっている。備考欄の4、子ども・子育て支援交付金3,892万9,000円については、学童保育所、一時預かり保育、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する県の補助金で、補助率は3分の1である。5は省略いたして、備考欄の6、子ども・子育て支援事業費補助金777万3,000円であるが、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化に伴うシステムの改修費に対する県の補助金である。補助率は10分の10である。

保健医療課長 3目衛生費県補助金、そのうち備考欄1、2は省略させていただく。備考欄3の医療施設等設備整備費補助金1,025万2,000円は、病院群輪番制病院施設整備費事業の県補助金で、補助率は3分の2である。村上総合病院に内視鏡業務システム1台を整備いたした。次の備考欄4、5は省略させていただく。

こども課長 次の備考欄6、子ども医療費交付金4,899万3,000円である。内容については、例年どおりである。37、38Pを御覧いただきたいと思う。中ほどより少し上になるが、第7目災害復旧費県補助金の1節災害復旧費補助金2,087万2,000円、収入済額も2,087万2,000円である。このうちの備考欄の1、社会福祉施設等災害復旧費県補助金76万8,000円であるが、令和元年6月に発生した山形県沖の地震で被災した山北そらいろ保育園の修繕に係る補助金で、国が2分の1を補助金出すところに県が付け足しをして合計4分の3の補助率になっている。

福祉 課長 続いて、3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、備考欄の2になる。戦没者遺族等援護事務交付金は、例年同様なので、省略させていただく。次の備考欄3、国民生活基礎調査委託交付金5万1,800円は、毎年国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する基礎資料を得ること等を目的に実施されている。その調査のための交付金だ。令和元年度は、3年に1回の大規模調査であり、本市では2つの地区が対象となった。

第18款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 それでは、41、42Pを御覧ください。18款繰入金、1項1目1節特別会計繰入金、

備考欄の1であるが、介護保険特別会計繰入金2,104万3,614円であるが、平成30年度事業費確定に伴う精算繰入金である。以上だ。

第20款 諸収入

(説明)

- 保健医療課長 それでは、45、46Pを御覧ください。20款諸収入、4項1目貸付金元利収入、5節衛生費貸付金元利収入の備考欄1、医学生修学資金貸付金収入210万円であるが、これは平成30年度医学生修学資金被貸与者の退学に伴う返還金である。なお、退学の理由は、経済的事由により再度国立大学受験に切り替えるためであって、返還額は期限までに一括納入されたものである。次の5項1目民生費受託事業収入、備考欄1、後期高齢者保健事業受託収入1,436万6,882円は、村上市と広域連合の受託契約に基づく後期高齢者医療健康診査の実施分である。
- 福祉 課長 6項5目過年度収入、備考欄の1から3については過年度の精算による追加交付なので、詳細は省略させていただく。
- こども課長 次の備考欄4、5、6については、過年度の負担金の精算に伴う追加分であるが、詳細は省略させていただく。47、48Pをお開きください。前ページからの続きになるが、備考欄の7から備考欄の12までも国や県の過年度の負担金の精算に伴う追加分である。詳細は、省略させていただく。
- 介護高齢課長 それでは、49、50Pをお願いする。6目の雑入、2節民生雑入、備考欄の1、介護給付費等収入で1,683万4,990円であるが、介護予防ケアプラン作成に係る報酬、5,619件分である。2の過年度措置費返還金7万3,775円であるが、これは養護老人ホームやまゆり荘措置費のうち、介護サービス利用者負担加算分などに誤りがあったため生じた返還金である。3の過年度地域密着型施設整備事業費補助金返還金10万3,583円と4の過年度施設開設準備経費等支援事業費補助金返還金4,733円であるが、いずれも看護小規模多機能居宅介護事業所整備に対しての県補助金で、平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴い、精算した結果生じた平成29年度の県補助金の返還金である。以上だ。
- 福祉 課長 備考欄の5、生活保護費返還金1,491万7,534円は、令和元年度分の生活保護法第63条及び78条の返還金である。次の備考欄6と7については、いずれも過年度分の返還金である。備考欄の8、プレミアム付商品券事業商品券販売収入8,568万8,000円は、販売額1冊4,000円の商品券、2万1,422冊分の販売収入だ。市内の日本郵政株式会社22か所で販売いたした。備考欄9、プレミアム付商品券事業商品券購入返還金5万円は、商品券購入後に税の更正等により対象となくなったために返還いただいたものだ。
- こども課長 次の備考欄10、保育園保育士等給食費負担金1,748万6,750円については、保育園職員のうち給食を食べる職員の実費負担になっている。備考欄11、それから備考欄12は例年どおりなので、省略いたす。備考欄13の過年度分の児童扶養手当返還金11万円については、所得更正などによる支給済み手当の返還金となっている。備考欄14、保育園親子遠足保護者負担金134万8,000円については、保護者から親子遠足負担金として1世帯2,000円をいただいている。674世帯分である。備考欄の15、教材費は省略させていただいて、備考欄の16、朝日学童保育所光熱水費等負担金10万円だが、朝日学童保育所と同じ建物の2階に村上岩船地区保護司会の事務所が併設されていることから、村上岩船地区保護司会に光熱水費の一部負担をお願いしているもので

ある。備考欄17、職員駐車場使用料18万円であるが、こちらも内容は省略させていただく。備考欄の18、保育園副食費については調定額1,486万1,710円、収入済額は1,483万4,710円、収入未済額2万7,000円、2人、6件になっている。収納率は99.82%である。

保健医療課長 次の3節衛生費雑入の備考欄7、8、9は省略させていただく。

こども課長 次の過年度分子ども医療費返還金4万5,924円である。こちらは、1件分の返還金になっている。

分科会長（長谷川 孝君）休憩を宣する。

（午後 2時39分）

分科会長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午後 2時48分）

歳入

第12款 分担金及び負担金

（質 疑）

鈴木 好彦 18P、ちょっとお願いする。2節の6番目か、学童保育利用料滞納分とあるけれども、これ未済の分と、それから欠損分があるという説明をいただいたのだけれども、未済から欠損に移る基準というのは何だろうか。

こども課長 5年を経過したものについて欠損している。

鈴木 好彦 欠損実績というか、いわゆるもう払えなくて、それが5年になったよという方でさらに利用しているという方はいるのだろうか。

こども課長 すまない、ただいまそのデータまでちょっと持ち合わせていなかった。

鈴木 好彦 もしそういう方があっても、利用制限というのは制度上設けているのか。

こども課長 利用制限とかはかけてはいない。

第13款 使用料及び手数料

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 国庫支出金

（質 疑）

鈴木いせ子 26Pの生活保護費等負担金というので、国からの支援とかってあるのだけれども、467っておっしゃったけれども、これは増えている数字か、減っている数字か。

福祉 課長 年々増えている。これが令和2年3月31日現在の467世帯だが、1年前、平成30年度から比較して21世帯、36人増えている。

鈴木いせ子 私らもこれ考えてみると、その人は例えば施設に入るよね。そうした場合は、施設費というのはどんなふうになっているのか。これに関係ないかもしれないけれども、続きで。

福祉 課長 介護の施設か。

鈴木いせ子 うん。1人で生活保護をもらっていた人がもう動けなくなって介護施設に入った場合はどうなる。

福祉 課長 介護に係る費用は、生活保護費のほうから支給される。要するに、本人1割負担という、いわゆる生活保護受けていない方は1割負担になるだが、その分は保護費のほうから支給される。

第15款 県支出金

(質 疑)

鈴木 好彦 34Pお願いする。2目の1節、最後、備考欄の10番、今日午前申請願やったのだけれども、子どもたちに補聴器の助成をされる原資だということなのだけれども、関連でお聞きする。子どもたちの補助率というのはどのくらいになっているか。

福祉 課長 県の補助で4分の1になっている。

鈴木 好彦 それが全てか。

福祉 課長 すまない、今の4分の1というのは市が支出したの4分の1が県から補助されるということで、補聴器をつけた方への補助ではないので。すまない。

鈴木 好彦 ちよつともう一度確認させていただく。子どもの立場で私聞く。10万円の補聴器買ったと。その方は、何割負担されているか。

福祉 課長 かかった費用の3分の1が市から補助されている。

鈴木 好彦 ありがとうございます。

第18款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

上村 正朗 生活保護費の返還金だ。

(「ページ」と呼ぶ者あり)

上村 正朗 50Pの上のほうだ。民生雑入の5番だけれども、生活保護費返還金1,490万円、1,500万円、かなり激しいというか、かなり多いと思うけれども、6、3、7、8のそれぞれの、大体ざっくりでいいが、どんな感じか。1,500万円というのはなかなか出てこない数字だと思うので。

福祉 課長 現年度分についてちょっと資料を持ち合わせていなくて、申し訳ないのだが、過年度分であれば分かるのだが。

上村 正朗 6、3はいいと思うのだけれども、7、8となると不正受給なので、それがどのくらいの額で、内容がどういう内容なのかというのは、大事なことだと思うので、ちよつと調べていただくとありがたいと思う。

福祉 課長 すまない。後ほど報告させていただく。

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、87、88Pを御覧ください。歳出、3款1項1目社会福祉総務費、備考欄1、社会福祉費一般経費290万8,220円は、昨年度新規事業として計上した福祉相談事業を説明欄5の福祉総合相談事業経費として別事業と計上したほか、組織の変更

によりこども課と費用の調整を行った関係で平成30年度と比較して減額となっている。備考欄2、民生児童委員経費1,365万9,612円は、民生委員報償費など前年度と同様であるが、民生委員、児童委員の改選が行われ、12月1日から新たな委員となっている。令和2年9月1日現在で未定区域が14区域、主任児童1名が未定という状況だ。引き続き関係区長さん等に働きかけてまいる。備考欄3、行旅病人等支援経費は前年度と同様なので、省略させていただく。備考欄4、生活困窮者自立支援事業経費1,890万6,871円は、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業についての事業運営業務委託料となっている。社会福祉協議会に委託し、実績は相談受付件数が年間111件、支援計画作成件数が22件、就労者は17人だった。続いて、備考欄5だが、次のページの89、90Pも御覧ください。福祉総合相談事業経費386万2,696円は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業として令和元年度から新規に実施した経費だ。歳入でもご説明したとおり、福祉課に総合相談窓口を設置し、相談内容が複数にわたる場合やどこに相談したらよいか分からない場合などの相談に応じ、適切な支援機関につないでいる。また、内容によっては弁護士による法律相談も行っている。以上だ。

介護高齢課長

次に、6、介護職員人材確保推進事業経費84万3,412円であるが、運転業務委託料2万412円だが、これは高校生向けの介護事業所見学ツアーのバスの運転業務委託料である。次に、介護人材確保推進事業給付金40万円であるが、村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより、介護に従事する人材を確保するための給付金である。次に、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金42万3,000円であるが、介護職員等のキャリアアップのための研修等の補助金を出している。令和元年度については6事業所、実績額の3分の1以内、10万円を限度として支給している。7の市民後見推進事業経費15万4,930円だが、主に市民後見人養成講座を開講するための準備に係る事業を行った。以上だ。

福祉課長

備考欄の8、社会福祉協議会助成経費は、例年同様なので、省略させていただく。備考欄の9、プレミアム付商品券事業経費1億1,031万6,696円は、令和元年10月から消費税率が10%に上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の経費である。商品券の購入は2万1,422冊、10万7,110枚、使用枚数は10万6,811枚となった。なお、経費の一部を令和2年度に繰り越している。備考欄10、障害福祉費一般経費は、例年同様なので、省略させていただく。11、地域生活支援経費7,853万4,086円のうち、手話奉仕員等派遣委託料では手話通訳者設置事業で職員が退職したことにより約200万円、地域活動支援センター事業委託料では事業所の人員配置の変更により約270万円、その他利用実績により約300万円が当初見込んでいた額より少なくなっている。次のページ、91、92P、備考欄の12、特別障害者手当等経費は省略させていただく。13、障害者自立支援経費13億7,276万8,560円だが、医療費助成費で更生医療受給者の減に伴い給付額も減少しているが、障害福祉サービスで生活介護や共同生活援助、就労継続支援B型の利用が伸びたほか、障害児通所支援サービス費では1事業所が開設したため、費用が増加した。備考欄14、障害者給付費等審査会経費、15の発達障害者支援事業経費は、例年同様のため省略させていただく。16、運営費負担金3,118万7,000円は、中井さくら園負担金とひまわり荘負担金であるが、中井さくら園の備品初度調弁の終了などにより昨年度より1,259万4,000円減額となった。17、地域活動支援センター経費、18、重

度心身障害者医療費助成経費、次の19、障害者福祉団体助成経費は省略させていただく。

保健医療課長 次の93、94Pを御覧願う。備考欄21、国民健康保険特別会計繰入金4億1,222万3,455円は、歳入で受けた国、県からの保険基盤安定負担金に市負担分をつけ足したものと出産育児一時金、職員給与費等事務費、財政安定化支援事業分を合わせ国保特会へ繰り出しをするものであって、国保特会7款の一般会計繰入金と同額になっている。

福祉課長 次の22、社会福祉総務費職員人件費は8名分の人件費である。詳細は省略させていただく。

介護高齢課長 2目の社会福祉施設費であるが、備考欄の1、ゆり花会館運営経費として2,258万2,531円である。修繕料として80万8,440円のうち52万2,440円と工事請負費77万円は山形県沖を震源とする地震に関するものである。指定管理料については例年どおりである。次に、2については例年どおりなので、省略させていただく。3目の老人福祉費であるが、主なものについて説明させていただく。備考欄の1、老人福祉費一般経費3,572万735円であるが、100歳の長寿祝金620万円だが、これは31名の方に20万円ずつお支払いしている。敬老祝品代であるが、123万2,892円であるが、米寿の方は470人、白寿の方は41人である。次に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料112万7,500円であるが、これは村上市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の基礎資料とするためのものであって、生活や健康、介護に関する実態などをお聞きする調査を行ったものである。これについては、3年に1度調査を行っている。調査委託料については、一般会計の老人福祉費と介護保険特別会計で負担しているものである。村上岩船福祉会特別養護老人ホーム負担金、ゆり花園の増築分213万8,454円であるが、特別養護老人ホーム負担金で令和元年度で終了となる。2から6については、例年どおりなので、省略させていただく。7の高齢者生活支援経費1,537万272円の主なものだが、下から5行目の要援護老人安否確認委託料102万2,400円、これ80歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯に対し、年1回から2回、安否確認訪問を実施している。また、年に1回は閉じこもりの有無と生活アセスメントチェックを行い、ただ単に声をかけるだけではなく、客観的に状態を記録して残し、必要な対処を図っている。次に、高齢者見守り支え合い体制づくり事業委託料120万円であるが、これは老人クラブが主体となって高齢者宅を訪問し、傾聴ボランティアやひきこもり防止活動、安否確認と併せて老人クラブの会員獲得を行っている。8は、例年どおりなので、省略させていただく。

保健医療課長 備考欄9についても例年どおりのため省略させていただく。

介護高齢課長 10についても例年どおりなので、省略させていただく。

保健医療課長 備考欄11、後期高齢者医療広域連合負担金であるが、県後期高齢者医療広域連合負担金3,042万9,688円は、広域連合の運営に係る事務的経費の構成市町村負担金分である。次の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金7億4,707万4,625円は、後期医療給付費の市町村定率負担金分である。負担対象額の12分の1に相当する額となっている。

介護高齢課長 12の地域介護・福祉空間整備事業経費11万5,000円であるが、返還金11万5,000円だが、これはふれあい羽衣のスプリンクラー整備事業に対して県補助金で、事業確定による返還金である。13の介護基盤整備事業経費1億6,128万7,316円であるが、歳入のときも説明させていただいたが、事業所の建設や介護療養型医療施設から介護

医療院への転換整備に係る経費に対して、地域密着型整備事業費補助金6,720万円、施設開設準備経費等支援事業費補助金2,715万4,000円及び介護療養型医療施設等転換整備支援事業補助金6,682万5,000円である。なお、返還金10万8,316円については、看護小規模多機能居宅介護事業所整備に対しての県補助金で、平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴い、精算した結果生じた平成29年度の県補助金の返還金である。14については、例年どおりなので、省略させていただく。15の低所得者介護保険料軽減経費5,310円であるが、過年度低所得者保険料軽減負担金返還金である。平成30年度決算による返還金1名分である。

保健医療課長

備考16の後期高齢者医療特別会計繰出金1億9,920万3,953円は、歳入で受けた県からの保険基盤安定負担金に市負担金をつけ足したものに職員給与分、事務費分を合わせ、後期特会に繰り出しをするもので、後期特会3款の一般会計繰入金と同額になっている。

介護高齢課長

17、18は、例年どおりなので、省略させていただく。次に、4目の老人福祉施設費だが、主なものだが、備考の1から5については例年どおりなので、省略させていただく。6の老人介護施設経費であるが、1,851万2,738円だが、上海府デイサービスセンターゆきわり荘の指定管理の更新や令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震により被害が発生した施設の修繕、デイサービスセンター新きわなみ荘の空調設備の改修を行っている。指定管理料については、763万3,276円は上海府デイサービスセンターゆきわり荘の分である。あと機械器具借上料18万3,700円は、デイサービスセンター新きわなみ荘の空調設備改修日程の延伸に伴う仮設エアコン設置期間の延長による器具借上料である。次の工事請負費833万7,506円のうち主なものであるが、デイサービスセンター新きわなみ荘の仮設エアコン設置として84万3,400円、同じく新きわなみ荘の空調設備改修工事として593万7,800円である。7の老人ホーム運営経費、繰越明許分であるが、799万2,000円だが、これは養護老人ホームやまゆり荘のエレベーター改修工事によって行ったものである。以上だ。

こども課長

それでは、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、99、100Pになるが、備考欄の1、児童福祉費一般経費のうち主なものを申し上げますと、児童福祉費一般経費50万4,257円については、こども課で使用している庁用車の燃料費及びリース料になる。備考欄の2、家庭児童相談経費505万6,754円については、主に相談員の報酬や社会保険料になっている。備考欄の3、児童虐待・DV対策等総合支援事業経費183万4,933円については、事務処理対応として臨時職員を雇用した経費である。金額については、昨年度とほぼ同額である。備考欄の4、ことばとこころの相談室経費966万2,124円については、令和元年度からこども課の所管となったことばとこころの相談室に係る経費で、主なものは報酬、社会保険料、賃金といった特別な支援を必要とする児童に対して、本人または保護者等に支援を行う人を雇用した経費になっている。雇用が4人で、療育指導員が2人、療育指導助手が2人になっている。備考欄の5、子ども・子育て支援事業計画経費179万450円は、報酬と費用弁償及び各種計画策定業務等委託料151万1,400円であるが、これらは第2期村上市子ども・子育て支援事業計画策定のため、子ども・子育て会議を4回開催した経費と計画策定業務を業者委託したことによる経費である。

福祉課長

備考欄6、特別児童扶養手当経費は、例年同様なので、省略させていただく。

こども課長

次の備考欄7、児童福祉総務費職員人件費は省略いたす。101、102Pになるが、備考欄の8、ことばとこころの相談室職員人件費についても省略させていただく。次

は、中ほどになるが、2目の母子父子福祉費である。備考欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費3,610万6,267円のうち主なものとしたしては、医療費等審査支払委託料85万2,340円、医療費助成費3,138万1,927円である。令和2年3月31日現在の対象者数は461世帯、1,148人となっている。備考欄の2、児童扶養手当経費では2億5,729万1,463円である。児童扶養手当は2億5,678万9,400円の支払いで、支払い対象者は延べ件数9,412件であった。備考欄の3、母子家庭等対策総合支援事業経費が502万6,595円である。主なものとしたしては、高等職業訓練促進給付金、こちらは1件だったけれども、168万円である。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金は、令和元年度限りの給付金であるが、45万5,000円となっている。給付額1万7,500円を対象者26人に対しての給付になっている。次は、3目の児童措置費であるが、事故繰越し47万1,013円があるが、こちらについては新型コロナウイルス感染症対策として購入した手指消毒薬等の消耗品の一部が年度内に納品が完了しなかったため、事故繰越しとなったものである。備考欄1、保育園運営経費については8億2,570万4,797円となっている。主な経費では、保育園臨時職員に係る人件費として社会保険料4,804万619円、保育士賃金3億1,733万4,190円、調理員賃金2,539万3,125円、用務員賃金2,078万6,734円となっている。1枚めくっていただいて、103、104Pである。項目の中ほどになるが、指定管理料1億8,393万8,670円はあらかじめ保育園の指定管理料である。また、工事請負費については2,267万980円となっているが、主なものとしたしては山北そらいる保育園の空調設備工事2,098万5,480円である。備考欄の2、通園バス運行経費は4,845万9,061円である。これは、村上地区2台、荒川地区1台、神林地区5台、朝日地区4台、山北地区5台の計17台の通園バスに係る経費となっている。主な経費としたしては、運転業務委託料が3,306万8,959円、公用車リース料が943万8,246円である。備考欄の3、保育所等整備事業経費5,992万5,000円については、医療法人新光会が整備した小規模保育事業所、認定保育園さららに対する補助金である。負担割合は、国が3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1となっている。定員が19人の施設である。備考欄の4、子育て支援センター事業経費1,787万7,279円であるが、これは市内6か所で実施している。利用者の延べ人数は2万2,433人、1万260組となっている。備考欄の5、一時預かり事業経費は1,439万1,588円である。こちらは、市内5か所で実施し、延べ人数は1,471人となっている。備考欄の6、ふれあい交流事業経費は44万8,622円である。こちらは、地域全体で子育てを支援するという意識づくりを目的として、保育園において畑づくり、調理体験など様々な活動を通して地域の住民の皆様との交流を図っているものである。備考欄の7、幼児の体力向上事業経費95万4,433円については、平成29年度から全保育園で実施をしている。令和元年度は13園、対象児童を年長児とし、年5回の運動遊びの実施と年1回の体力測定を総合スポーツクラブ等に委託し、実施したものが幼児の体力向上事業委託料の89万1,770円である。備考欄の8、認定こども園運営事業経費7,473万6,220円だが、主なものは村上いずみ園における一時預かり事業委託料が288万8,810円、施設型給付費負担金6,746万6,410円、子育て支援センター事業補助金401万1,000円となっている。備考欄の9、地域型保育事業運営経費7,106万9,940円だが、主なものとしてはゆりかご保育園、杏園、マイマイ保育園における地域型給付費負担金6,791万8,540円になっている。備考欄の10、病児保育事業経費は1,670万806円である。主なものとしたしては、あらかじめ病児保育センターに係る指定管理料1,375万6,708円と令和元年12月に開所したあさひ病児保育室の運

営費に対する補助金259万2,000円である。備考欄の11、子育てのための施設等利用給付事業経費13万7,400円については、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化に伴う一時預かり事業等の利用者に対する利用料の給付費になる。備考欄の12、児童手当等支給経費6億9,937万4,943円であるが、児童手当が6億9,862万5,000円であって、ほとんどがこの児童手当になっている。児童手当の支払い対象者の延べ件数は6万3,195件である。備考欄の13、人件費については省略いたす。次は、107、108Pであるが、備考欄14、保育園職員人件費も省略させていただく。次、4目の学童保育費であるが、備考欄の1、学童保育経費1億937万5,711円である。主なものとしたしては、学童保育・児童館指導員報酬1,361万4,312円、学童指導員賃金3,735万8,635円、神林と山北の学童保育所の指定管理料が合わせて4,194万6,817円となっている。また、工事請負費の418万5,000円のうち主なものとしたしては、さんぼく森のなかよし学童保育所のトイレ等改修工事306万1,800円である。なお、新型コロナウイルス感染症対策として購入した手指消毒薬等の消耗品の一部が年度内に納品完了しなかったため、31万1,547円が事故繰越となっている。次の5目児童福祉施設費の備考欄1、児童遊園施設経費141万2,895円であるが、主なものとしたしては、修繕料49万6,989円はブランコの修理など、それから工事請負費の21万6,000円は神林地域の遊具の撤去を行ったものである。

福祉 課長

3項1目生活保護総務費、備考欄1、生活保護経費4,501万5,755円のうち返還金4,085万8,785円は平成30年度の実績による国庫負担金や補助金、県の負担金の返還金である。備考欄2の職員人件費は省略させていただく。続いて、2目扶助費、備考欄1、生活保護扶助費8億3,921万9,660円であるが、平成30年度と比較し、8,006万7,904円の増額となっている。生活扶助、住宅扶助、医療扶助と全てにおいて増額となっているが、特に医療費扶助では7,000万円ほど増加している。被保護世帯数、人員は年々増えている状況で、令和元年度末で467世帯、624人となっている。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長

それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、備考欄1、保健衛生総務経費13億4,554万7,397円のうち、補助金関係であるが、下から7番目ぐらいになるが、医療施設等設備整備費補助金1,745万2,000円であるが、これは村上市、関川村、栗島浦村の負担金と歳入でご説明いたした県補助金を合わせ、村上市が間接補助者となり、村上総合病院に交付をしている。補助率は、県が基準額の3分の2、残り3分の1を村上市、関川村、栗島浦村が負担している。病院群輪番制病院として必要な医療機器、内視鏡業務支援システム1台の購入に係る交付額である。その下の公的病院等運営費補助金1億3,310万1,000円は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るために救急医療及び小児医療の専門病床を有している公的病院に対して補助金を交付するもので、村上総合病院と瀬波病院に助成をしている。特別交付税の80%を財源にしている。次の病院群輪番制病院運営事業補助金1,184万8,000円は、休日及び夜間における救急患者の医療を確保するため、輪番制病院に対する補助金として村上総合病院に交付をしている。次の村上総合病院移転新築事業費補助金11億7,500万円は、同じく救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、移転新築する村上総合病院の事業に対し交付したもので、一般的な補助金とはその性質が異なって、交付額の総額は平成30年度からの3年間で25億円とするものであって、2年目の交付額

となっている。次の、その下になるが、奨学金貸付金の360万円については、村上市医学生修学資金貸与制度における被貸与者1名分の貸付額である。続いて、次の111、112Pになるが、備考欄の2と3は例年どおりのため、省略させていただく。

- 福祉 課長 次の備考欄の4と5についても例年どおりなので、省略させていただく。
- 保健医療課長 備考欄8、人件費についても省略させていただく。続いて、次の2目予防費であるが、備考欄1、生活習慣病予防対策経費9,908万3,144円のうち、中ほどの健康診査委託料8,524万5,512円は、30代、生活保護者世帯、後期高齢者等に係る健康診査やそれに付随する心電図、眼底検査及びがん検診などの委託料である。次の備考2、歯科保健事業経費では1,069万9,557円のうち、次のページの下の方になるが、歯科健診委託料322万7,000円は、成人、婦人、幼児の無料歯科健診の委託料となっている。次の備考の3、予防業務経費及び備考4の自殺予防対策事業経費は、例年どおりのため省略させていただく。
- こども課長 次の備考欄の5、子どもの医療費助成経費は1億3,793万4,106円であるが、医療費助成費は1億3,307万3,677円で、助成件数は延べ7万8,462件、昨年度よりも5,177件の減であった。
- 福祉 課長 続いて、備考欄6、精神障害者医療費助成経費であるが、入院助成が1,939件、診断書作成費助成が338件となっている。以上だ。
- こども課長 次の備考欄の7、未熟児養育医療給付経費101万4,650円のうち、医療費助成費は101万4,250円、前年度に比べて64万1,419円の減であった。
- 保健医療課長 備考欄8、母子保健経費は3,932万6,180円となった。そのうち妊婦健康診査委託料3,090万6,520円は、子宮頸がん検査を含み1人14回までを助成していて、延べ受診件数は3,487件であった。一番下の不妊治療助成金371万3,700円は、不妊治療に係る費用の県補助額を控除した額の3分の2、上限20万円を助成していて、元年度の助成件数は特定不妊治療が延べ22件、特定不妊治療以外は18件であった。その下の備考9、予防費職員人件費は省略させていただく。続いて、117、118Pを御覧願う。5目の保健衛生施設費であるが、備考1の保健衛生施設経費152万632円は、取壊しまでの旧荒川保健センターと朝日保健センターの維持管理経費となっている。次に、一番下の方になるけれども、7目診療所費、備考欄1、急患診療所経費3,049万3,613円のうち決算額の大きい医師当番管理等委託料1,698万9,200円は、急患診療所にご従事いただいた当番医師44名分の報酬等になっている。

第11款 災害復旧費

(説明)

- 介護高齢課長 199、200Pの一番下の行と201P、202Pの方を御覧いただきたいと思う。11款の災害復旧費、3項1目民生施設災害復旧費の備考欄1、社会福祉施設災害復旧費1,273万8,240円であるが、山形県沖を震源とする地震により福祉センターゆり花会館の公堂が被害を受けたため、復旧工事を行ったものである。工事内容としては、公堂天井の貼り替え、内壁の補修、照明器具の調整、箱といの防水、軒裏貼り替え等を行っている。以上だ。
- こども課長 次の備考欄の2、児童福祉施設災害復旧費166万6,920円であるが、こちらも昨年6月の山形県沖を震源とする地震で被害のあった山北そらいろ保育園とさんぼく森のなかよし学童保育所に係る調査委託料や工事請負費となっている。工事請負費151万1,400円となっているが、山北そらいろ保育園においてはトイレの改修や筋交い改修

などで115万5,000円、さんぼく森のなかよし学童保育所では水飲み場や駐車場の舗装の修繕などで35万6,400円となっている。以上だ。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

上村 正朗 それでは、90P、備考欄の6、介護職員人材確保推進事業経費84万3,412円で、介護人材確保推進事業給付金で1人当たり20万円ずつ、2人支給対象になったと思うのだけれども、これは学校とか、そういうところに周知して、何か募集する手段というのか、どんな形でやられているのだろうか。

介護保険室長 今ほどのご質問、周知については、市内の介護事業所のほうに周知をさせていただいて、該当になった方がいらっしゃった場合には申請いただいているという形になっている。

上村 正朗 なるほど。では、既に応募されてきた人ということだよね。2人分なので、6月議会で私のほうからもお話ししたとおり、需給ギャップとしてはもう何十人も、求人と求職する人で、人手不足としては恐らくこの何十倍もあろうかと思うので、2人の求人を確保したというのは、それはそれで貴重な成果だと思うのだけれども、これ決算の場だからあれだけれども、もうちょっと抜本的に増やしていただければなと思うし、介護事業所の人から話を聞くと、介護職員の紹介をする事業所ってあるよね。介護職員1人をどこかの介護施設に紹介すると100万円もらえるのだそうだ、介護施設から。だから、100万円その紹介事業所に払って1人を確保すると。とても大変だという話を村上市内の介護施設からも聞いている。そういう実態からすると、成果としては貴重だと思うけれども、1人紹介してもらって100万円を払う介護事業所がいる中でこの84万3,000円という予算の規模は桁が違う少なさではないかなと思うので、やはりその辺で、そろっと予算の時期ではあると思うけれども、そういう決算の状況も踏まえてまた予算要求に反映していただければなと思う。以上である。

鈴木 好彦 それでは、88Pをちょっとお聞きいただけるか。3款1項1目、ここの社会福祉総務費なのだけれども、これ3課が入り乱れているので、なかなかお答えにくいかなと思うのだが、実は私の見方なのだけれども、前年と今年度の使われ方の違いはという観点で見ているのだが、報酬が434%になっている。それから、賃金が233%になっている。それから、役務費が385%になっている。この違い、前年と今回違っているよということで心当たりの方、手を挙げてお答えいただけるだろうか。

長谷川分科会長 どなたかいないか。急に言われても困るのかもしれない。

鈴木 好彦 これ事前に言わなければいけないことなの。

長谷川分科会長 うん、事前にやったほうがスムーズに行くのではないのかな。

介護高齢課長 自分の課だけならあれだけれども、よその課もみんな入っているので、ちょっと分からない。

長谷川分科会長 ということだ。

鈴木 好彦 来年からもう少し準備よくお聞きするようにする。93Pをお願いする。93P、老人福祉費の説明欄2で生きがい活動支援経費672万5,000円というのがあるが、決算報告書によると586万6,000円となっている。この85万9,000円の差額というのは、同じ項目なのだけれども、事業費に差があるというのは。

- 介護高齢課長 こちらの資料のほうなのだけれども、これはあくまでも抜粋でいいということで企画財政課から資料の提供を受けているので、全部が載っているわけではないのだ。決算書のほうは当然全部載っているけれども、これはその中でも主な事業ということでやっているの、その生きがいの関係については、私どもでは指定管理料と生きがい活動支援、通所サービスの委託料のことを計上させていただいて、その金額が586万6,000円になったということである。
- 鈴木 好彦 それでは、資料を読む人付度せよということで理解しておく。それでは、この経費の財源内訳見ると61万1,000円、これについてと、その次の7の高齢者支援経費の48万9,000円について一緒にお願ひできるか。
- 介護高齢課長 その他の特定財源ということになると思うけれども、この生きがい活動支援事業については、決算書の18Pを見ていただきたいのだが、生きがいについては7番だ。真ん中辺りにある社会福祉費負担金の7番の生きがい活動支援通所サービス利用料ということになって、これは利用者の方が、1回350円ずつなのだけれども、その利用料が1,747回あって61万1,450円になっている。次のページの高齢者生活支援事業のほうであるけれども、これ同じく決算書の18Pの6の軽度生活援助サービス利用料というのと、あと8番の寝具乾燥消毒サービス利用料であるが、これは利用者の方が負担していただいた利用料である。
- 鈴木 好彦 103Pお願ひする。児童措置費で、やはり資料の4Pに保育園エアコン整備事業2,466万8,000円があるが、そのうちの370万円についての説明をお願ひする。その他の財源だ。
- こども課長 決算附属報告書の4Pに保育園エアコン整備事業ということで、事業費は2,466万8,000円だ。財源内訳にその他370万円となっているが、こちらは社会福祉基金繰入金である。
- 鈴木 好彦 では、もう一点だが、107P、学童保育費の中の、やはり資料の中にあるさんぼく森のなかよし学童保育所整備事業の中の460万円のその他、これについてお願ひする。
- こども課長 先ほどと同じページになるが、決算附属報告書のさんぼく森のなかよし学童保育所整備事業の財源のその他460万円、こちらも社会福祉基金からの繰入金となっている。
- 上村 正朗 ちょっと幾つかあるのだけれども、90Pの備考8、社会福祉協議会助成経費8,500万円が載っているのだが、これは何か積算の根拠というか、はあるのだろうか。
- 福祉 課長 社会福祉協議会の経費の補助金であるが、まず運営費として8,238万9,000円、これについては職員12名、非常勤11名、嘱託職員2名の補助金となっている。それから、山北ヘルパー事業所に対して300万円の補助、これが運営費の補助である。次に、事業費の補助については、心配事相談として181万9,000円ほど、それから地域福祉推進事業として113万4,000円ほどの補助を出している。なお、運営費、事業費とも基準といたしては補助金交付基準があるが、補助上限額が8,750万5,000円を上限とするという規定になっているので、その中で補助金を支出している。
- 上村 正朗 何か財源としては、公的な国とか県の補助金とか支出金だろうか。
- 福祉 課長 これについては単費である。
- 上村 正朗 では、今ので結構だ。同じく10番の知的障害者更生施設十字園の負担金というのは何だろうか。
- 福祉 課長 十字園という施設に対する負担金であるが、ちょっと待ってください・・・
- 福祉政策室副参事 こちらの28万9,000円だけれども、こちらは十字園の改築負担金ということで、

- 平成12年度から毎年支払っていて、平成31年度が最終の支払いになっている。
- 上村 正朗 平成12年度に村上市民が入所されていたということだね。では、続いて92P、備考欄16、福祉課ばかりで申し訳ないのだけれども、下越障害福祉事務組合負担金で3,100万円だ。下越障害福祉事務組合、救護施設のひまわり荘と、あと中井さくら園だと思うのだが、下越障害福祉事務組合が運営していなくて社会福祉法人が運営していれば3,100万円はゼロでいいわけだ。なので、3,100万円を村上市が負担しなければならない理由というか、今は事務組合に入っているから、それは負担をせざるを得ないのだけれども、今だんだんこういうものというのは基本指定管理とか民間委託になっていると思うので、救護施設のひまわり荘というのはほかに例のない施設なので、いいのかなと思うけれども、中井さくら園というのはやまやの里とか、浦田の里とか緑風園とか、民間に、社会福祉法人に同じ種類の施設があるわけなので、公で税金3,100万円を投入して運営する理由づけがやっぱり要ると思うのだ。私は、何でも公立を民間委託にすればいいというものではないという、公立には公立の役割があるというふうには考えているけれども、中井さくら園がほかにも同じような社会福祉法人の施設がある中で、村上市が3,100万円、だから新発田とか阿賀野市とかも含めれば億に近い公費を投入して運営しなければならない、やはり役割というか、市民に対してこういうことだから、これだけ税金投入しても運営する理由があるのだよというのが示されるべきだと思うのだけれども、その辺は事務組合の課長さんではないので、申し訳ないけれども、村上市の担当の課長さんとしては何かご見解があればと思うが。
- 福祉 課長 なかなか難しい問題ではあるが、中井さくら園に関しては児童の施設でもある。児童の施設、受入れできるところが村上市にないので、児童が利用するということになると、やはり一番近いところになると中井さくら園になってしまうので、その辺はご理解いただきたいと思うし、また児童が18歳に達した段階でそのまま中井さくら園に残るということもあり得ると思うので、ゼロにはなかなかできないのかなという気持ちではいる。
- 上村 正朗 佐渡の新星学園、県立だったのが、あれ児の施設が最近民間委託になったのだから、これからなるのか、なったのか。なったのだな。なので、児といえども公立ではなくて社会福祉法人がやっているのだから、何回も言うけれども、民間委託にしろということではないけれども、公立であればほかの社会福祉法人では支援が困難な強度行動障害の専門性の高い人を断らずに入れるとか、入所して支援をすとか、そういうやっぱりほかの民間とは違う専門的な役割を果たすから、税金を使っても運営する意味があると思うのだけれども、私が現役時代から、そんなことはないのではないかと、ほかの民間と何も変わらないような感じがするので、そこのところをしっかりとやっぱり村上市としても運営の仕方について言ってもらいたいというか、要望してもらいたいと思う。以上だ。
- 上村 正朗 あと2つか3つにしたいと思う。98Pの老人福祉施設費の中で6番、老人介護施設経費の指定管理料760万円、これ上海府のゆきわり荘分だね。ほかにもデイサービスで指定管理しているところも何か所かあると思うのだけれども、そちらのほうの指定管理料というのは払っているのか。
- 介護高齢課長 ほかのデイサービスについては、指定管理料払っていない。
- 上村 正朗 というのが介護保険の収入でペイができるというか、運営ができるということか。
- 介護高齢課長 有料型で、利用料で賄っている。

上村 正朗 上海府のゆきわり荘の話も聞いたことあるのだけれども、やっぱりお風呂の設備の関係とかでなかなか要介護の高い人を受け入れることができないというか、軽度の方に割と特化した施設で、利用者の確保が難しいと聞いているけれども、その辺も何とか、ほかのデイサービスは全く指定管理料を払わないで、ここだけ760万円払うわけなので、地域における大事な社会資源だから、指定管理料を払ってもちゃんとやっぱり運営していただくというのは大事なことだと思うので、指定管理料を払うことを否定するわけではないのだけれども、もうちょっと利用者を増やすような支援を市としてもできないのか。それをするによって760万円をもっと圧縮することもできるのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺の可能性なんかはいかがだろうか。

介護保険室長 今ほどご質問あったように、上海府デイサービスセンターについては設置当初から介護予防に特化した施設ということで、軽度者、中度者ぐらいまで受け入れる形で、重い方、特殊浴槽を持っていないということで、利用者が使われても介護報酬が高くないということで、利用料金と、あと介護報酬だけでは賄い切れずに指定管理料を出させていただいている形になる。今ご質問あったとおり、設置場所も上海府地区ということで、近いところだと上海府地区の中だと人口も減ってきていながら利用者也減ってきているということで、指定管理者、施設側とも相談を受けながら、利用者になるべく広範囲に利用いただく形でご案内を差し上げたりして、利用者の確保に努めていただくようにということでは一緒に話をさせていただいている。場所柄ということで、先ほど申し上げたようになかなか難しい面もあるが、引き続き利用者を確保していけるように市としても一緒になって取り組んでいきたいと考えている。

上村 正朗 看護師さんの配置もなかなか厳しくて、ハローワークで募集してもなかなか来てくれないという話も聞いているので、その辺も含めて、やはり760万円を圧縮できればそれにこしたことはないわけなので、ちょっとお忙しい中恐縮だけれども、丁寧に支援をしていただくとありがたいなというふうにまずお願いしたいと思う。それでは、最後になるけれども、112Pの・・・

長谷川分科会長 112Pは衛生費だ。

上村 正朗 すまない。これ4款だね。では、これまた別のときに。ありがとうございました。

第4款 衛生費

(質 疑)

上村 正朗 では、112Pの上のほうの備考欄4だ。精神保健施設経費、福祉課、やまびこの家なのだけれども、これも指定管理で1,600万円ほど支給しているけれども、これやまびこの家というのは地活扱いだっただろうか。では、これ地活としての1,600万円だよ。なので、自立支援の給付費の対象になるような就労継続Bとかになればその1,600万円が画期的に減るというか、理論上ゼロになるわけなので、その辺の法定の事業に移行するような見通しとか、あと市からの支援とか、そういったものはどんなようなのかお聞かせください。

福祉 課長 やまびこの家については、平成23年か、地域活動支援センターに移行したわけなのだが、その際にも就労型の施設にということは随分協議したようだ。ただ、そういう法定の施設になると、職員の配置であるとか面積であるとか、結構縛りがあるので、その辺でちょっと難しかったというのと、利用者が確保できるかということのもあ

って、今現在登録者が二、三十人ではあるのだが、何人以上いないとやはりなかなか運営するには厳しいというのがあって、法定のほうにはならなかったというふうに聞いている。今後なのだが、利用者が若干減りすぎ、増えないということで、法定の施設になるのはちょっと今のところ考えてはいない。

上村 正朗

なかなか利用者が増えなければどうしようもない部分もあるのだけれども、1,600万円毎年毎年というのもなかなか大変なので、ぜひ法定の施設になるようにしていただければと思う。それとちょっと関連で、最後願います。ここで指定管理、やまびこの家も指定管理しているわけだけれども、昨今のいろんな行政改革が進んでいる状況の中で指定管理の施設というのは非常に増えていると思うのだ。特に副市長のほうにちょっとお願いしたいのだけれども、指定管理というのが、今まで市が直接運営管理して公の直接的な責任でやっていたものを、指定管理として外に出していくものだから、その検証というか、チェックとかいうことがやっぱり手薄になる、可能性としてそういうことがあろうかと思う。当然指定管理料とか協定に応じて実績報告というのは出していただけるのだと思うのだけれども、例えば四日市市あたりだと指定管理に対するモニタリングレポートみたいな形で、共通の様式みたいなものがあって、それで毎年1回出してもらって、議会にもそれは出してもらえるというような仕組みがあるので、やっぱりアウトソーシングした場合に一番問題なのは検証とチェックがなかなか難しいというところがあると思うので、この決算審査踏まえてのこれからの方針というか、として指定管理に出したところの検証、モニタリングをどうするのかというところで、先進的な自治体の例もあるので、ぜひそれ踏まえて研究していただくと、もうばあっと増えているものだから、ぜひご検討いただければありがたいと思う。以上だ。

副 市 長

今ご指摘いただいたように、指定管理の在り方については以前から議会でもいろいろご意見をいただいているところである。多少実は作業が遅れている部分もあるのだけれども、公共施設の在り方そのものと、それからその運営手法において、現状の分析、それから今後どうあるべきかということ踏まえながら今作業を進めている最中である。こういう福祉施設に限らず、市が所管する公共施設全体を今見直しているというふうな最中であって、今委員からご指摘いただいたような検証そのものも、どういった基準に基づいて共通の見方をしながらどうあればいいかというようなことの、そういう客観的な分析も含めて今後進めてまいりたいというふうに思う。大変ありがとうございます。

鈴木 好彦

私も最後の質問になるけれども、112Pだ。4款1項2目の備考欄1、生活習慣病予防対策経費9,908万3,000円のうちのやはり前に申し上げていたその他の財源、2,933万5,000円の内容についてお聞きする。

保健医療課長

生活習慣病対策経費のその他の財源2,933万5,000円の内訳であるが、これについては基本的に健康診査の一部負担金、個人の負担金、歳入にある負担金、各種検診の一部負担金、あと雑入にある健診用の容器代、特定健康診査の事務費協力費、これも雑入だ。それに加えて、ふるさと応援基金の繰入金、それを足したものが金額となっている。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。
（午後 4時10分）